

# 四半期報告書

(第97期第1四半期)

日本水産株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	10
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【役員の状況】 .....	12
第4 【経理の状況】 .....	13
1 【四半期連結財務諸表】 .....	14
2 【その他】 .....	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	22

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第97期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 日本水産株式会社

【英訳名】 NIPPON SUISAN KAISHA, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 垣添直也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

【電話番号】 東京03(3244)7196

【事務連絡者氏名】 法務部法務第一課長 色摩喜弘

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

【電話番号】 東京03(3244)7196

【事務連絡者氏名】 法務部法務第一課長 色摩喜弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第96期 第1四半期 連結累計期間	第97期 第1四半期 連結累計期間	第96期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	119,426	135,171	494,294
経常利益 (百万円)	625	3,060	6,275
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△947	1,243	△921
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△3,795	1,908	△6,497
純資産額 (百万円)	72,425	71,336	70,807
総資産額 (百万円)	382,440	409,295	399,718
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純 損失金額(△) (円)	△3.43	4.50	△3.33
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.43	12.50	12.62

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 第96期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、第97期第1四半期連結累計期間は潜在株式がないため記載していない。第96期第1四半期連結累計期間及び第96期は1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式がないため記載していない。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災およびその後の原子力発電所事故などの影響を受け、企業活動の停滞や個人消費の落ち込みがあり、厳しい状況が続いた。

世界経済については、中国を中心とするアジアでは内需を中心に景気拡大が続き、米国や欧州では景気は緩やかに回復しつつあるものの、欧州での財政・金融不安などが影響し、先行きが不透明な状況で推移した。

このような状況下で当第1四半期連結累計期間の営業成績は、売上高は1,351億71百万円（前年同期比157億44百万円増）、営業利益は36億17百万円（前年同期比18億22百万円増）、経常利益は30億60百万円（前年同期比24億34百万円増）、第1四半期純利益は12億43百万円（前年同期比21億90百万円増）となった。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメントの業績は次の通りである。

#### ①水産事業

水産事業については、漁撈事業、養殖事業、加工・商事事業を営んでいる。

#### <当第1四半期連結累計期間の概況>

水産事業では売上高は544億37百万円（前年同期比141億38百万円増）となり、営業利益は4億53百万円（前年同期比11億52百万円増）となった。

漁撈事業：前年同期比で増収、増益となった。

- ・日本および南米において閑漁期にあたり、漁獲量は低調に推移した。

養殖事業：前年同期比で増収、増益となった。

- ・日本では、養殖技術の向上などにより販売数量が増加し、魚価も堅調に推移した。
- ・南米では、チリの鮭鱒養殖事業で魚価が堅調に推移したことに加え、飼料、種苗の販売も順調だった。

加工・商事事業：前年同期比で増収、増益となった。

- ・日本では、東日本大震災後に一時的な輸入冷凍魚の需要増があり、当社において、鮭鱒、白身魚などが増収となった。
- ・北米では、すけそうだらの漁獲枠が増加し、漁獲および生産も順調に推移したため、すりみ・フィレーの生産数量が増加した。

- ・南米では、ネチャーノ・インターナショナル社（注1）、ヨーロッパではノルディック社（注2）が連結子会社となった。

## ②食品事業

食品事業については、加工事業およびチルド事業を営んでいる。

<当第1四半期連結累計期間の概況>

食品事業では売上高は682億73百万円（前年同期比6億18百万円増）となり、営業利益は16億76百万円（前年同期比1億5百万円減）となった。

加工事業：前年同期比で増収、増益となった。

- ・日本では、デルマール株式会社（注3）が連結子会社となった。東日本大震災とその後のサプライチェーンの寸断や計画停電などによって業界全体の製品供給能力は落ち込む一方で、消費者の買いだめなども起こり、当社の家庭用冷凍食品や業務用冷凍食品は増収となった。
- ・北米の業務用冷凍食品会社は低調に推移したが、北米およびヨーロッパの家庭用冷凍食品会社は順調に推移した。

チルド事業：前年同期比で増収、減益となった。

- ・日本では、コンビニエンスストア向け麺類やチルド弁当の販売が伸長し増収となったが、生産工場の再編による生産品目の変更などがあり減益となった。

## ③ファイン事業

ファイン事業については、医薬原料、機能性原料（注4）、機能性食品の生産・販売を行っている。

<当第1四半期連結累計期間の概況>

ファイン事業では売上高は68億75百万円（前年同期比10億50百万円増）となり、営業利益は19億36百万円（前年同期比7億73百万円増）となった。

ファイン事業：前年同期比で増収、増益となった。

- ・日本では、東日本大震災の影響を受けて、医薬原料の販売が前倒しで推移したことから増収となった。また、医薬品、診断薬の販売も堅調に推移した。

## ④物流事業

物流事業については、冷蔵倉庫事業、配送事業、通関事業を営んでいる。

<当第1四半期連結累計期間の概況>

物流事業では売上高は29億9百万円（前年同期比56百万円増）となり、営業利益は3億59百万円（前年同期比32百万円増）となりました。

物流事業：前年同期比で増収、増益となった。

- ・日本では、冷蔵倉庫事業において、東日本大震災の影響により東北エリアは減収となったが、首都圏エリアでは入庫量が増加し増収となった。

- (注1) 平成22年5月に設立し同年9月より事業を開始した、ブラジル連邦共和国ペルナンブコ州レシフェ市に本社を置く養殖事業、水産調理冷凍食品の製造・販売を主な事業とする会社。
- (注2) デンマーク国ヒルトシャルスに本社を置き、スペイン、ポルトガルを除くヨーロッパ全土で水産品・水産加工品の販売を行っている。当社の持分法適用会社であったが、平成22年8月に全株式を取得し連結子会社とした。
- (注3) 平成22年7月に全株式を譲り受けた、水産物加工・調理冷凍食品加工および販売を主な事業とする会社。
- (注4) 主に食品素材や化粧品素材向けとなるEPA・DHA、グルコサミン、コレステロール、オレンジラフィー油など。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて4.6%増加し、1,998億22百万円となった。これは受取手形及び売掛金が24億4百万円、商品及び製品が40億89百万円増加したことなどによる。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて0.3%増加し、2,094億73百万円となった。この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて2.4%増加し、4,092億95百万円となった。

### (負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて4.2%増加し、1,980億17百万円となった。これは短期借入金が増加したことなどによる。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて0.8%増加し、1,399億42百万円となった。これは長期借入金が増加したことなどによる。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて2.8%増加し、3,379億59百万円となった。

### (純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて5億29百万円増加し、713億36百万円となった。これは主として四半期純利益12億43百万円及び為替換算調整勘定が10億45百万円増加し、配当金の支払いにより13億82百万円減少したことなどによる。



### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118号第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

#### ①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えている。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、(i)重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、(ii)買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、(iii)被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、(iv)買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、(v)当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可欠なお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、(vi)当社グループの技術と研究開発力、グローバルネットワークによる水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品・サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、など当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定される。

当社としては、このような大量取得行為をおこなう者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、この不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の利益を確保し、向上させる目的をもって当社株券等の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」という。（注））を講じることが必要と考えている。

（注）当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、本プランの導入を決議し、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会において議案として付議し、承認可決された。また、本プランが平成23年6月28日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となったことに伴い、同定時株主総会における承認に基づき、本プランを一部変更し、継続した（以下継続したプランを「本プラン」という。）。

#### ②基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして次の施策を既に実施している。

##### イ. 中期経営計画「新TGL計画」による企業価値向上への取組み

当社は、創業100年を迎える2011年に向けて2006年度より中期経営計画である「新TGL－True Global Links－計画」をスタートし、より広くより効率的に世界のパートナーと連携して水産資源をお客様の価値に変換する領域で最大限のシナジーを創り出すため、メーカー機能をコアとした高収益の事業構造を確立する活動を推進している。

「新TGL 計画」経営の基本方針は以下のとおりである。

〔「新TGL計画」経営の基本方針〕

私たちは、水産資源から多様な価値を創造し、お客様にお届けすることを通して、世界の人々の健康で豊かな生活の実現に貢献する。

(i) 水産物のグローバルサプライチェーンを構築する

(ii) 品質とコスト、研究開発とマーケティングを重視する

- (iii) 自らの仕事の先端分野に挑戦し、それを開拓する
- (iv) 地球や海の資源を持続的に有効活用し、環境を大切にす
- (v) 企業としても個人としても折り目正しい行動をする

「新TGL計画」では、より価値を創造することができる「研究開発」と「メーカー機能」に経営資源を集中して「自然の力、科学の力と生活の価値をつなぐ新しいビジネスモデル」を創り、株主を重視した経営を進めていく。なお、2012年以降の経営計画については、2011年度中に作成し公表する。

#### ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の継続的な企業価値向上を具現化していくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでいる。

具体的には、株主に対する取締役の経営責任を一層明確にするため、平成18年6月28日開催の第91期定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮し、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会終了後に執行役員制度を導入すること、及び第94期定時株主総会で取締役総数を削減する定款変更議案と社外取締役2名を含む取締役選任議案とを上程することを決議し、上程された議案は、第94期定時株主総会で承認可決された。

#### ③本プランの内容

##### イ. 本プラン導入の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものである。

##### ロ. 本プランの内容

###### (i) 対抗措置発動の対象となる行為

本プランは、(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買い付けその他の取得、または、(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案がなされる場合を適用対象とする。

###### (ii) 買付説明書の提出

買付者等には、買付内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の制約文言等を記載した書面(買付説明書)の提出を求め、当社は、買付説明書を受領後速やかに独立委員会に提供しその旨を情報開示する。

###### (iii) 株主意思確認手続きまたは独立委員会への諮問手続きの選択

当社取締役会は、買付者等からの情報・資料等の提供が十分になされたと認めた場合には、所定の取締役会検討期間を設定し必要に応じて外部専門家の助言を得ながら買付内容等を十分に評価・検討等し、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、株主意思確認手続を実施するか、または、独立委員会に諮問するか、等について決議する。

###### (a) 株主意思確認手続の実施を決議した場合

株主意思確認総会等において株主投票を実施する。投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は、議決権1個につき1個とする。株主意思確認総会等における株主投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準じて賛否を決するものとし、当社取締役会は決議

の結果に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について速やかに決議する。また、当社取締役会は、株主意思確認手続きを実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続きを実施する旨を決議した事実及びその理由、株主意思確認手続きの結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

(b) 独立委員会への諮問を決議した場合

当社取締役会は、株主意思確認手続きによらず本新株予約権の無償割当てを実施すると判断した場合、その合理性及び公正性を担保するために、当社の社外取締役及び社外監査役並びに社外の有識者で構成される独立委員会に諮問する。

この場合には、独立委員会は、取締役会から買付者等の買付説明書の提供を受けるのみならず、買付者等に対して買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとする。

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値ひいては株主の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告する。また、独立委員会は、このような買付等に該当しない場合は本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続きを実施することを勧告する。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し速やかに決議を行うとともに、情報開示を行う。

(iv) 対抗措置の具体的内容

当社は、本プランに基づき発動する、大規模買付行為に対する対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを実施する。本新株予約権の無償割当ては、当社取締役会決議において定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、1株につき本新株予約権1個の割合で無償で割り当てるものとする。但し、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使は、原則として本新株予約権を行使することはできない。

(v) 本プランの有効期間

本プランは平成23年6月28日開催の当社第96期定時株主総会において承認可決され、その有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになる。

(vi) 株主・投資家に与える影響等

本プラン導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはない。他方、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主が本新株予約権の行使に係る手続きを行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合がある。但し、当社が当社株式と引き換えに本新株予約権の取得を行った場合は、非適格者以外の株主の保有する株式の希釈化は生じない。

#### ④本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えている。

##### イ. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足している。

##### ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の意思を反映させるため、平成23年6月28日開催の第96期定時株主総会において議案として付議し、承認可決された。

なお、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には当社株主の意思が反映されることとなっている。

##### ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置した。独立委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとしている。また、独立委員会の判断の概要については、株主に情報開示することとされており、運用において透明性をもって行われる。

##### ニ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではない。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもない。

#### （4）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は10億33百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更ない。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	277,210,277	277,210,277	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株である。
計	277,210,277	277,210,277	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日	—	277,210	—	23,729	—	6,000

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はなし。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしている。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 776,500 (相互保有株式) 普通株式 376,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 275,548,300	2,755,483	—
単元未満株式	普通株式 508,877	—	—
発行済株式総数	277,210,277	—	—
総株主の議決権	—	2,755,483	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権50個)が含まれている。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式26株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本水産株式会社	東京都千代田区大手町 2-6-2	776,500	—	776,500	0.28
(相互保有株式) 三共水産株式会社	静岡県静岡市葵区 流通センター1-1	40,400	—	40,400	0.01
(相互保有株式) 株式会社大水	大阪府大阪市福島区野田1 -1-86 大阪市中央卸売市場内	335,200	—	335,200	0.12
(相互保有株式) アンズコフーズ株式会社	東京都港区西新橋3-1-6 -11	1,000	—	1,000	0.00
計	—	1,153,100	—	1,153,100	0.41

(注) 株主名簿上は、当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)ある。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めている。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はない。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。



1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,962	11,519
受取手形及び売掛金	64,104	66,509
商品及び製品	48,573	52,662
仕掛品	11,552	12,405
原材料及び貯蔵品	21,619	21,721
その他	35,661	35,566
貸倒引当金	△526	△561
流動資産合計	190,947	199,822
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	50,399	49,956
その他（純額）	62,801	62,313
有形固定資産合計	113,200	112,270
無形固定資産		
のれん	4,554	4,293
その他	13,378	14,520
無形固定資産合計	17,932	18,813
投資その他の資産		
投資有価証券	59,056	59,508
その他	21,992	22,381
貸倒引当金	△3,412	△3,501
投資その他の資産合計	77,637	78,389
固定資産合計	208,770	209,473
資産合計	399,718	409,295

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,044	29,606
短期借入金	128,588	134,666
未払法人税等	1,529	1,193
未払費用	19,636	19,702
引当金	3,852	2,033
その他	7,424	10,813
流動負債合計	190,075	198,017
固定負債		
長期借入金	118,740	120,085
退職給付引当金	12,949	13,051
その他の引当金	231	188
その他	6,915	6,617
固定負債合計	138,835	139,942
負債合計	328,911	337,959
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	23,729	23,729
資本剰余金	13,758	13,758
利益剰余金	24,325	24,186
自己株式	△255	△255
株主資本合計	61,557	61,418
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△641	△677
繰延ヘッジ損益	△321	△418
為替換算調整勘定	△8,645	△7,600
在外子会社の年金債務調整額	△1,510	△1,540
その他の包括利益累計額合計	△11,119	△10,237
少数株主持分	20,368	20,155
純資産合計	70,807	71,336
負債純資産合計	399,718	409,295

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	119,426	135,171
売上原価	91,613	103,978
売上総利益	27,813	31,192
販売費及び一般管理費	26,018	27,575
営業利益	1,794	3,617
営業外収益		
受取利息	141	133
受取配当金	174	177
持分法による投資利益	—	160
雑収入	152	149
営業外収益合計	468	620
営業外費用		
支払利息	886	930
為替差損	575	68
持分法による投資損失	73	—
雑支出	103	178
営業外費用合計	1,637	1,177
経常利益	625	3,060
特別利益		
固定資産売却益	9	24
貸倒引当金戻入額	160	—
特別利益合計	170	24
特別損失		
固定資産処分損	125	88
投資有価証券評価損	413	661
災害による損失	—	182
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	387	—
特別損失合計	925	932
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△130	2,151
法人税、住民税及び事業税	295	954
法人税等調整額	498	198
法人税等合計	793	1,153
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△923	998
少数株主利益又は少数株主損失(△)	23	△244
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△947	1,243

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△923	998
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,530	△5
繰延ヘッジ損益	△90	△54
為替換算調整勘定	△530	575
在外子会社の年金債務調整額	△22	△30
持分法適用会社に対する持分相当額	△698	425
その他の包括利益合計	△2,872	909
四半期包括利益	△3,795	1,908
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△3,642	2,124
少数株主に係る四半期包括利益	△153	△216

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項なし。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	重要な変更はない。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	該当事項なし。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

連結子会社以外の会社の銀行からの借入に対して、保証を行っている。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)	
新潟魚市場物流(協)	762百万円	新潟魚市場物流(協)	742百万円
他1社	75 "	他1社	73 "
計	837百万円	計	815百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	3,975百万円	4,048百万円
のれんの償却額	297 "	315 "

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	1,382	5円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月9日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動

当第1四半期連結会計期間より「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用している。これにより、期首利益剰余金が1,374百万円減少している。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月10日 取締役会	普通株式	1,382	5円00銭	平成23年3月31日	平成23年6月10日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合 計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	水産事業	食品事業	ファイン 事業	物流事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	40,298	67,654	5,825	2,852	116,630	2,795	119,426	—	119,426
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,294	134	7	1,595	4,032	853	4,886	△4,886	—
計	42,593	67,788	5,833	4,447	120,663	3,649	124,313	△4,886	119,426
セグメント利益又は損失(△)	△698	1,781	1,163	327	2,573	26	2,600	△805	1,794

(注) 1. 「その他」は、報告セグメントに含まれない船舶の建造・修繕やエンジニアリング等が対象となる。

2. セグメント利益の調整額△805百万円には、セグメント間取引消去△5百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△800百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費である。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合 計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	水産事業	食品事業	ファイン 事業	物流事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	54,437	68,273	6,875	2,909	132,495	2,676	135,171	—	135,171
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,854	110	47	1,704	4,716	821	5,538	△5,538	—
計	57,292	68,383	6,922	4,613	137,211	3,497	140,709	△5,538	135,171
セグメント利益	453	1,676	1,936	359	4,427	84	4,511	△894	3,617

(注) 1. 「その他」は、報告セグメントに含まれない船舶の建造・修繕やエンジニアリング等が対象となる。

2. セグメント利益の調整額△894百万円には、セグメント間取引消去21百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△915百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費である。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)	△3円43銭	4円50銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (百万円)	△947	1,243
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)(百万円)	△947	1,243
普通株式の期中平均株式数(株)	276,305,059	276,294,631

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第1四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため、前第1四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載していない。

## 2 【その他】

平成23年5月10日開催の取締役会において、平成23年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議した。

- ① 配当金の総額 1,382百万円
- ② 1株当たりの金額 5円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年6月10日



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

日本水産株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川井克之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤栄司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 腰原茂弘 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本水産株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本水産株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年8月11日

**【会社名】** 日本水産株式会社

**【英訳名】** NIPPON SUISAN KAISHA, LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長執行役員 垣 添 直 也

**【最高財務責任者の役職氏名】** 代表取締役副社長執行役員 佐 藤 泰 久

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員 垣添 直也 及び当社最高財務責任者 佐藤 泰久 は、当社の第97期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

